地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：奈良県

１　地域活性化総合特別区域の名称

奈良公園観光地域活性化総合特区

２地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

①総合特区の目指す目標

〇奈良公園の資源の「維持」・「利活用」による観光の振興

〇受入環境の充実による滞在型観光の推進

（解説）

奈良公園は、明治 13 年の開設以降、明治 22 年の公園拡張・整備等の変遷を経て、わが国を代表する公園として広く親しまれ、県民並びに国内外から多くの来訪者を迎え入れてきた。

また、奈良公園は優れた名勝地として、大正 11 年に史跡名勝天然記念物保存法（現：文化財保護法）により国の名勝地に指定されて以降、文化財として保存されてきた。更に平成 10 年には東大寺や興福寺、春日大社、元興寺、春日山原始林などが「古都奈良の文化財」として世界遺産登録された。

大阪市や京都市から半径 20km 圏内、神戸市から半径 60km 圏内と、京阪神からのアクセスに恵まれているとともに、ＪＲ奈良駅、近鉄奈良駅から徒歩圏内にありながら、市街地に隣接し、貴重な歴史・文化遺産と雄大で豊かな緑の自然美が調和するなど他に類のない公園である。

豊富な歴史・文化資源や自然資源を更に維持・利活用することにより、充分に奈良公園の魅力を発信させ、世界中の方が奈良公園を訪れたいと思って頂けるよう工夫するとともに、観光客の受け入れ環境を充実させることにより、実際に奈良公園の魅力を体感し、満足してもらえる環境を整え、日本にとどまらず世界中からの観光客で賑わう「世界に誇れる公園」になることを目指すものである。

②評価指標及び数値目標

評価指標（１）：奈良市の観光入込客数の増加

数値目標（１）：奈良市の年間観光入込客数　　１，３１４万人(Ｈ２３年)

→１，９９２万人（Ｒ８年)

評価目標（２）：奈良市の宿泊者数の増加

数値目標（２）：奈良市の年間宿泊者数　　１３６万人（Ｈ２３年）

→２０４万人(Ｒ８年)

評価指標（３）：奈良市の観光消費額の増加

数値目標（３）：奈良市の年間観光消費額　　１，１７２億円(Ｈ２３年)

→１，７２４億円(Ｒ８年)

※注：観光消費額は奈良県調査による

評価指標（４）：奈良市の訪日外国人旅行者数の増加
数値目標（４）：奈良市の年間訪日外国人旅行者　１７万人(Ｈ２３年)
→３２３万人(Ｒ８年)

サブ指標１　地域通訳案内士（地域活性化総合特別区通訳案内士及び地域限定特例通訳案内士を含む）が案内した外国人観光客数
サブ指標２　地域通訳案内士（地域活性化総合特別区通訳案内士及び地域限定特例通訳案内士を含む）の登録者数

また、全体の取り組みを補完するため、下記の事業等についても、事後評価の際に報告していくこととする。

１）　文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物の現状変更許可の平均処理日数
２）　奈良公園の園路における電線共同溝整備率
３）　奈良公園でのシカの死亡に対する交通事故での死亡の割合
４）　その他

定量的な事業
各種イベントの入場者数、
宿泊を目的とした夜間イベントの入場者に占める宿泊者数の割合　など

定性的な事業
奈良公園の満足度、奈良公園の周遊しやすさ、周遊バスの利便性、
奈良公園に必要な施設のニーズ、旅館・ホテルの満足度、
奈良公園へのアクセス性、各種イベントの満足度　など

３　特定地域活性化事業の名称

奈良公園の資源を更に維持・利活用することにより、オンラインツールも有効に活用し、充分に奈良公園の魅力を効果的に発信し、世界中の方が奈良公園を訪れたいと思って頂けるよう工夫するとともに、観光客の受け入れ環境を充実させることにより、実際に奈良公園の魅力を体感し、満足してもらえる環境を整え、日本にとどまらず世界中からの観光客で賑わう「世界に誇れる公園」にするため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援等を活用しながら、外国人観光客の受入環境の充実や宿泊客の受入環境の充実等、奈良公園の資源の維持・利活用による観光振興、受入環境の充実による滞在型観光の推進に係る取組を行っていく。

・奈良公園への宿泊客の受入環境の充実に向けた取り組みの実施
（地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙２－４）

4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

ⅰ）一般地域活性化事業について

総合特区の目指す目標を達成するため、特定地域活性化総合特区事業とも連携しながら、以下の取組を行っていく。

① 奈良公園観光地域活性化特区総合整備事業

（重要文化財建造物を活用した地域活性化事業、別紙２－３）

ⅱ）その他必要な事項

ア）地域において講ずる措置（別紙２－８）

イ）国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

・文化財保護法第１２５条の現状変更許可の権限委譲による事務の迅速化

奈良公園総合特区内には、奈良公園や春日山原生林など合計で２０件もの史跡名勝天然記念物が存在する。文化財保護法施行令第５条第４項の規定に基づき、都道府県の教育委員会（第一号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会）が行うこととされている同法第１２５条の史跡名勝天然記念物に係る現状変更許可について、それぞれ４か月程度の期間が必要となる文化庁進達案件が特区内だけでも毎年５０件程度あるため時間と手間がかかり、文化財の維持・管理が迅速に進まない現状があった。

そのため、これらの現状変更手続きを迅速化し、特区内の観光資源の維持・利活用を促進するための規制緩和として、①同法施行令第５条第４項第１号ヌの規定の管理計画策定による対象行為の明確化、②同号イ～リの規定の軽微な行為の対象範囲の拡大の２点について規制緩和を要望した。

平成２５年秋の国と地方の協議において、①については、現行法令で対応可能との国の回答を踏まえ、今後、管理計画の策定の際に、具体的な対象行為について国と協議すること、②については、同号イ～リの範囲を拡大すること、権限移譲先を現行の市教育委員会ではなく、特定の場合は県教育委員会においても許可できるよう同法施行令を改正する方向で国が検討を進めることについて、それぞれ合意に至っている。

別紙２－３＜重要文化財建造物を活用した地域活性化事業＞

１　一般地域活性化事業の名称

奈良公園観光地域活性化特区総合整備事業（重要文化財建造物を活用した地域活性化事業）

２　一般地域活性化事業の内容

①　事業概要

文化財の解説板、情報機器の設置や展示、便益、管理のための施設・設備の整備等の特色ある活用の取組に対して支援し、観光資源としての充実及び地域の活性化を図る。

②　支援措置の内容

奈良監獄における文化財の解説板、情報機器の設置や展示、便益、管理のための施設・設備の整備等への財政支援

③　事業実施主体

旧奈良監獄保存活用株式会社

④　事業が行われる区域

奈良市

⑤　事業実施期間

平成２９年度～

⑥　その他

なし

別紙２－４＜地域活性化総合特区支援利子補給金＞

１ 特定地域活性化事業の名称

奈良公園への宿泊客の受入環境の充実に向けた取り組みの実施（地域活性化総合特区支援利子補給金）

２ 当該特別の措置を受けようとする者

施行規則第７条に規定する金融機関に該当し、当該特区の地域協議会の構成員である金融機関

※地域協議会の構成員（最新）は、本特区のウェブサイトに掲載し特定する。

※措置にあたっては、別途、法第 56 条第１項により指定を受ける。

３ 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

ａ）特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

奈良公園が、日本にとどまらず世界中からの観光客で賑わう「世界に誇れる公園」となるために、奈良公園を訪れたいと感じる観光旅客の受け入れ環境を充実し、観光旅客の滞在を促進しようとする宿泊施設の整備を行う総合特区内の事業者に対して、円滑な事業実施を図るために、指定金融機関が必要な資金を貸し付ける事業をいう。

具体的には、旅館・ホテル・簡易宿所に係る新設、改修、増改築、設備の整備等の設備投資にかかる資金を貸し付ける事業をいう。

当該取り組みについては、当該総合特区の政策課題である「受け入れ環境の充実による滞在型観光の推進」と整合している。

ｂ）施行規則第６条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第２に掲げる対象事業項目）

第２号 観光旅客の来訪及び滞在の促進その他の地域間の交流機会の増大及び定住の促進に関する事業

別紙２－８＜地域において講ずる措置＞

１　地域独自の税制・財政・金融上の支援

・奈良公園観光地域活性化基金の創設（平成２５年１１月～）

奈良公園特区に関する寄付金制度を県において創設。奈良公園を観光地として盛り上げていきたい団体が実施する文化財の修復や歴史的建造物の復元、また県が支援する奈良公園におけるイベントの実行委員会等に対し、法人や個人から寄付を募り、その寄付金による基金を県が創設し、運営する。

２　地方公共団体の権限の範囲内での規制や緩和や地域の独自ルールの設定

・奈良県立都市公園条例（昭和３５年）
・奈良県風致地区条例（昭和４５年）
・奈良県文化財保護審議会条例（昭和５０年）
・奈良県文化財保護条例（昭和５２年）
・奈良県住みよい福祉のまちづくり条例（平成７年）
・奈良県景観条例（平成２１年）
・奈良県交通基本戦略（平成２３年）
・奈良公園基本戦略（平成２４年）
・奈良公園観光地域活性化基金条例（平成２５年）
・奈良県地域通訳案内士育成等計画（平成３０年）
・奈良県観光総合戦略（令和３年）

３　地方公共団体等における体制の強化

平成２３年４月１日に県土木部まちづくり推進局（令和２年度組織改編により県県土マネジメント部地域デザイン推進局に変更）に奈良公園室を設置し、奈良公園に関する事業をワンストップで実施。

４　その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

①　奈良公園基本戦略に基づく取り組みの推進

奈良公園の現状と課題と踏まえ、奈良公園の価値を積極的に維持し、更なる魅力の向上や魅力の創出に努めるため、奈良公園基本戦略を平成２４年２月に策定した。県は、奈良公園室の設置など体制を強化し、奈良公園基本戦略に基づく計４２の取組みを推進する。

奈良公園観光地域活性化総合特区の取り組みは、地域と連携して地域の活性化に向けて取り組むものであり、奈良公園基本戦略は県が主体的に実施するものである。奈良公園基本戦略の策定は、奈良公園観光地域活性化特区申請に先駆けて、県の姿勢を示したものである。

②　奈良県地域通訳案内士育成等計画に基づく取り組みの推進

・これまでの地域限定特例通訳案内士育成等事業の見直しについて

県では、奈良公園への外国人観光客の受入環境の充実を図るため、奈良公園観光地域活性化総合特

別区域内において、地域限定特例通訳案内士育成等事業を実施し、奈良市の観光入込客数宿泊者数の増加等に寄与してきた。しかし、県内における外国人観光客の滞在

時間はいまだに短く、中南部地域への周遊には至っていないことから、平成３０年１月の通訳案内士法改正にあわせて、地域通訳案内士の育成計画を見直した。

・奈良県地域通訳案内士育成等計画について

当計画では、通訳案内士の活動区域を奈良公園周辺から奈良県全域に拡大し、育成する地域通訳案内士の対象言語については、これまでの「中国語」・「韓国語」から、「英語」・「フランス語」に変更した。今後は、奈良市内だけでなく、地域独自の歴史や文化、自然環境が多数存在する魅力ある観光地域である中南部地域も含めた、奈良県全域の歴史・文化に精通し、奥深い魅力を伝えることのできる地域通訳案内士を育成する。

・奈良公園観光地域活性化総合特区通訳案内士の取り扱いについて

これまでの地域限定特例通訳案内士育成等事業で登録を受けた通訳案内士は、みなし規定により、特区内で従来通り活動できるものとする。ただし、奈良県地域通訳案内士の資格を得るためには、新計画に基づく研修の受講を必要とする。

③　奈良県観光総合戦略に基づく取組の推進

奈良県では、長期的な社会背景の変化の中で観光の目指すべき姿を定めた上で、短期的な課題事象にも適時に対応できる、実効性ある具体的施策を示すために、令和３年７月に「奈良県観光総合戦略」を策定した。

本戦略に基づき、

・奈良公園の眺望・景観の保全や天然記念物奈良のシカの保護・育成など自然資源の維持・利活用に向けた取組の実施

・史跡における境内地整備など歴史・文化資源の維持・利活用に向けた取組の実施

・奈良公園のにぎわいづくりなど公園資源の維持・利活用に向けた取組の実施

を実施する。

具体的には、以下３項目の取組を進める。

〇自然・歴史・文化資源を活用した観光振興

奈良公園の資源（古来より継承され、守り続けてきた豊かな自然資源、平城遷都以降の歴史・文化資源、公園資源、並びにこれらが融合した独特の風致景観）を味わい楽しむことで多くの観光客に奈良の高尚で奥深い魅力を伝えることができるよう、誘客及び奈良公園・奈良市を起点とした県内周遊につながる観光商品の造成に資する取組を推進する。

〇観光客が楽しめる文化イベントの充実

四季を通じて奈良の奥深い魅力をブランディングし、ゆっくりじっくり楽しめるイベントを展開するとともに、オンラインを通じて参加できる体験型イベントの充実に取り組む。

〇プロモーションの強化

誘客対象のニーズを把握・分析し、国内については首都圏でのプロモーションの展開、海外に向

けては、現地メディア・エージェント等と連携したセールス活動、ＳＮＳ等を活用した魅力の情報発信など、質の高い、効果的・効率的なプロモーションを展開。

別添６　地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	奈良公園観光地域活性化特区地域協議会
地域協議会の設置日	平成２４年　９月１１日
地域協議会の構成員	○　社寺関係 春日大社、興福寺、東大寺 ○　旅館・ホテル関係 奈良市旅館・ホテル組合 ○　商業・金融関係 奈良商工会議所、（株）南都銀行、（株）三菱 UFJ 銀行、（株）三井住友銀行、（株）りそな銀行、（株）京都銀行、奈良信用金庫、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、京都中央信用金庫 ○　交通関係 西日本旅客鉄道（株)、近畿日本鉄道（株)、奈良交通（株） ○　電線事業者関係 西日本電信電話（株)、関西電力（株） ○　ＮＰＯ等 特定非営利活動法人なら燈花会の会、なら瑠璃絵実行委員会 ○　行政・その他 （公社）奈良市観光協会、（一財）奈良県ビジターズビューロー、 奈良国立博物館、奈良市、奈良県
協議を行った日	令和４年８月２日～令和４年８月２５日
協議会の意見の概要	申請のあった金融機関を地域協議会の構成員に追加することについて、異議なし
意見に対する対応	申請のあった金融機関を地域協議会の構成員に追加することについて、手続きを進めることとした。

別添7　特定事業実施区域に含まれる行政区画

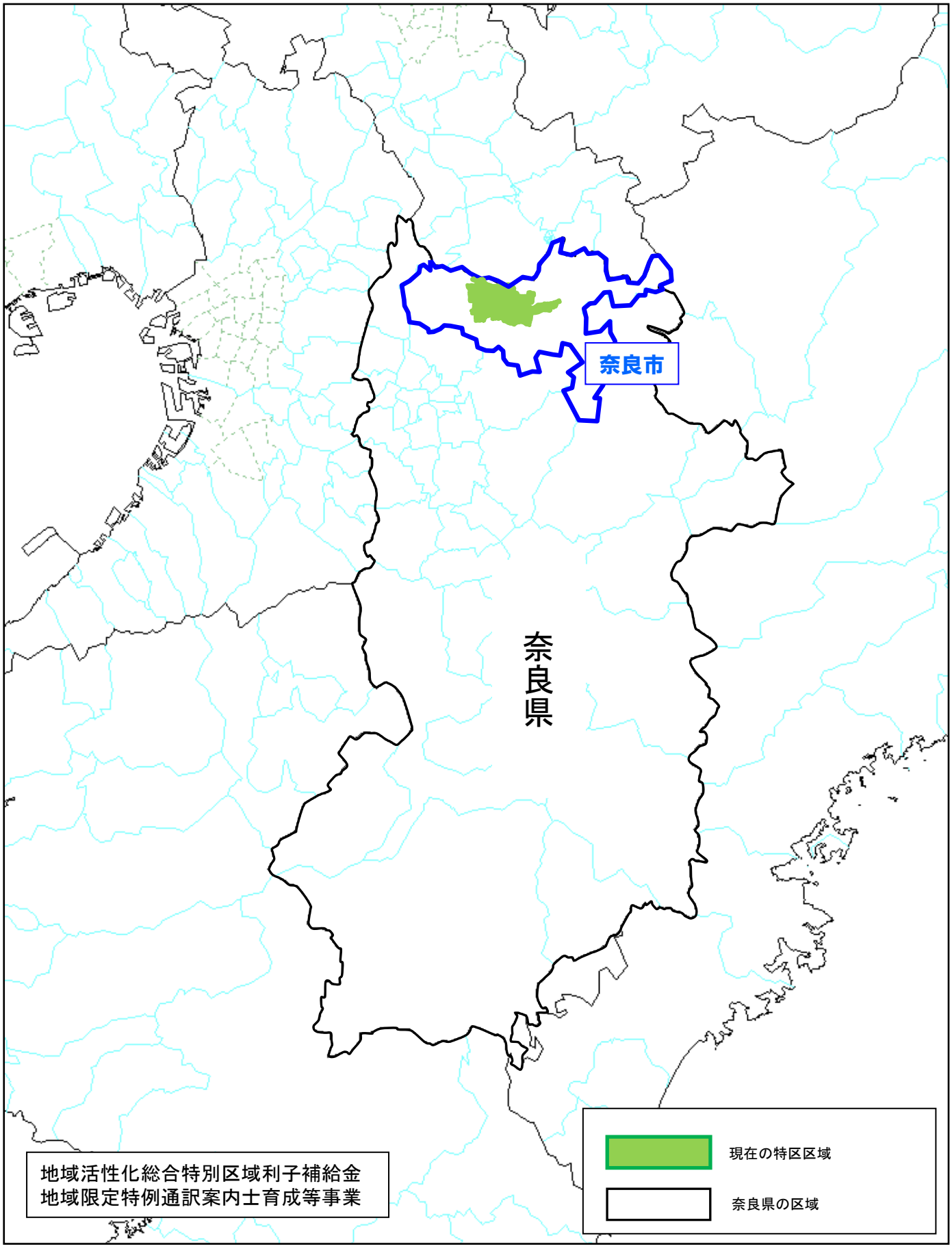

地域活性化総合特別区域利子補給金
地域限定特例通訳案内士育成等事業

別添8　縮尺、方位、目標となる地物及び特定事業実施区域を表示した付近見取図

N

0　500m

【凡例】
— ：現在の特区の区域

重要文化財建造物を活用した地域活性化事業
地域活性化総合特別区域利子補給金
地域限定特例通訳案内士育成等事業